



No.1231

町からのお知らせ

固定資産税に係る土地および家屋価格帳簿の縦覧ができます

※お問い合わせ先

住民税務課税務G

☎662・2112

町内の土地および家屋の固定資産税の評価額が記載された帳簿(所有者の記載なし)の縦覧と納税者本人の固定資産税が記載されている課税台帳(名寄帳)を閲覧することができます。縦覧場所は住民税務課事務室内です。

【縦覧】

- 期間 6月1日までの執務時間内
●縦覧できる人 固定資産税を納めている方およびその同居親族
●手数料 無料

●閲覧期間 いつでも可(ただし、執

務時間内)

- 閲覧できる人 納税義務者本人およびその同居親族のほか、借地、借家人も関係部分のみ閲覧可能
●手数料 縦覧期間中は無料(ただし、借地・借家人は有料)

医療用ウィッグ購入費用を助成します

※申請・お問い合わせ先

健康福祉課健康づくりG

☎662・2836

- 対象 町内に居住する方で、次のすべてに該当する方
①がんと診断され、その治療を行っている方
②がんの治療に伴う脱毛のため、ウィッグが必要となっている方
③他の法令等に基づく助成等を受けていない方
●助成額 助成対象者1人につき、1万円または購入経費の2分の1

額のいずれか低い額(ただし、平成27年4月1日以降に購入したものが対象。また助成対象となる経費はウィッグ本体の購入経費であり、付属品やケア用品は対象となりません)

●助成回数 1人につき1回

●申請方法 次の必要書類を持参し、申請してください。

がん治療を受けていることを証明する書類(お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書等)/ウィッグを購入したことを証明する書類(領収書等)/助成費用の振込先通帳またはその写し/印鑑/本人を確認する書類(運転免許証、健康保険証等)
※代理申請や郵便による申請を希望される場合は、健康づくりGへご連絡ください。
●申請期間 平成28年3月31日(木)まで

公用車(ワゴンR)を公売します



- 日時 平成27年4月24日(金)午後2時~
●場所 役場2階202会議室

- 売払物件
車名:スズキ ワゴンR(2WD)
型式:E-CT21S
年式:平成10年式
排気量:660cc
燃料:ガソリン
変速方式:オートマチック
車体の色:シルバー

走行距離:68,145km(平成27年3月31日現在)
車検有効期限:平成27年4月19日/自賠責保険有効期限:平成27年4月20日

- ◆定期点検整備記録簿完備(平成11年~26年まで)
◆付属品...スチールホイール付スタッドレスタイヤ(4本)
※現在装着していますので、ノーマルタイヤをお付けします。

- 車輛状態
・現在、走行に支障はありませんが、古い車輛ですので傷・汚れなどがあります。
・現在車輛の左右に町章および「中山町」の文字がありますが、こちらで消去します。その際に跡が残る場合がありますのでご了承ください。

●最低売却価格 10,000円(リサイクル券含む)

●入札参加者の条件

- ・売却物件の購入を希望する方(個人、法人)で役場まで車輛を受け取りに来ていただける方。(車検切れのため公道走行不可)
・当該入札に係る契約を締結する能力を有しない方および破産者で復権を得ない方等は参加不可。

※詳細は、提出書類と一緒に配布する資料または町公式ホームページをご覧ください。

●入札参加者の受付 所定の用紙に記入・押印のうえ申請してください。

受付期間:4月20日(月)~24日(金)
受付時間:午前8時30分~午後5時15分(24日は午前中のみ)

受付場所:総務企画課庶務G(役場庁舎2階)

※用紙等は総務企画課庶務Gで配布するほか、町公式ホームページでダウンロードできます。

●売却物件の展示(期間中は駐車場で試乗可能)

展示期間:4月20日(月)~24日(金)
展示時間:午前9時~午後5時(24日は午前中のみ)

展示場所:役場庁舎西側駐車場

●売却方法

入札(最高額入札者が複数の場合は、くじで落札者を決定します)

●入金方法

売却物件の落札後、町が発行する納入通知書により指定金融機関に納入していただきます。また、所有者変更手続きは落札者に行ってください。

●売却物件の引渡し

所有者変更および売却代金の納入を確認後、お引渡しします。

*落札後のクレーム・キャンセルは受け付けません。展示期間中に必ず車輛状態をご確認ください。

※お申込み・お問い合わせ先 総務企画課庶務G ☎662・2111

今月の納税等

納期限 4月30日(木)

●軽自動車税 全期

※お問い合わせ先
住民税務課税務G ☎662・2112

☆自転車利用者はルールとマナーを守りましょう
☆暗くなったら早めにライト点灯しましょう

~自転車安全利用5則~

- 1. 自転車は車道が原則
⇒13歳未満と70歳以上は歩道通行できます
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で車道寄りを走行
4. 安全ルールを守る
⇒飲酒運転、傘さし運転、二人乗り、携帯電話の使用、イヤホンなどの使用は禁止されています
5. 子どもはヘルメット着用

住宅リフォーム
総合支援補助金について

※お問い合わせ先

建設課建設整備G

☎662・2116

●申請受付期間 4月20日(月)~5月15日(金)

●受付予定件数 概ね24件(受付期間中で予算を上回る申請があった場合は、抽選となる場合があります)

●支援対象 部分補強、省エネ化、バリアフリー化、克雪化、県産木材使用等のいずれかを含む工事

●支援内容

- ▼一般リフォームは工事費の15%補助。上限30万円(県産木材3㎡以上使用または空き家活用タイプは上限45万円)
▼三世帯世帯、移住世帯、新婚世帯、子育て世帯の要件を満たす場合は工事費の30%補助。上限45万円(県産木材3㎡以上使用または空き家活用タイプは上限60万円)
▼その他の条件:町税の滞納がないこと/工事施工者が県内業者であること/申請は住宅1軒につき1回限りであること
●その他 詳細は町ホームページをご覧ください。